

令和6年度 飯舘村監査計画

令和6年4月1日

飯舘村監査基準第18条第1項の規定に基づき、「令和6年度飯舘村年間監査計画」を次のとおり定める。

1. 財務監査

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
総務課・村づくり推進課 住民課・健康福祉課 産業振興課・建設課 会計室	11月中旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査） 現場監査
教育委員会 （教育課・生涯学習課）			
農業委員会			
選挙管理委員会			
議 会			

(2) 随時監査（工事、補助監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
定期監査対象課より 選定	1月下旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査） 現場監査

随時監査（工事、補助監査）は、定期監査で代替する場合があります。

2. 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
行政監査（事務監査） テーマ選定後に決定	2月下旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査）

行政監査（事務監査）は、テーマにより実施予定時期を変更して実施、又は定期監査で代替する場合があります。

3. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
定期監査の結果から 選定	2月下旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査）

財政援助団体等監査は、定期監査で代替する場合があります。

4. 決算審査等（地方自治法第233条第2項の規定による審査）

（1）一般会計・特別会計決算審査

実施予定時期	実施体制	実施方法
7月中旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査） 現場監査

（2）基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

実施予定時期	実施体制	実施方法
7月中旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査）

（3）健全化判断比率審査等

実施予定時期	実施体制	実施方法
7月中旬	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査）

5. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）

実施予定時期	実施体制	実施方法
概ね毎月20日	監査委員2名	書面監査（ [※] 試査）

※試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否を推定するものです。

※書面監査は、必要に応じて担当課長等の説明を求めます。